

行 動 計 画（女性活躍推進法・次世代法）

社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会

女性活躍推進法及び次世代法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

【計画期間】 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

【目 標】 全社員の年次有給休暇取得率を50%以上とする

【実施時期・取組内容】

令和4年4月 事業所ごとの年次有給休暇取得率を運営会議（課長以上）及び法人共有ファイル（ポケット）により法人全体で共有する

令和5年4月 年次有給休暇取得率の低い部門において、業務内容を見直し、業務効率向上のための取組みを実施する